

令和5年度 高崎市の生殖補助医療にかかる費用助成のご案内

高崎市では、生殖補助医療（以前の特定不妊治療）を行う方を対象に、保険診療及び保険外診療の治療にかかる費用の一部を助成する『高崎市生殖補助医療費助成事業』を実施します。

1 助成対象となる方（次の要件全てを満たす方が対象です。）

次に掲げる①～④全ての要件に該当し、産科、婦人科、産婦人科又は泌尿器科を標榜し、生殖補助医療管理料の施設基準に係る届出を行った保険医療機関において、生殖補助医療を受けた夫婦が対象となります。

- ① 治療開始時点で法律上の婚姻関係にある夫婦であること（事実婚を含む）
- ② 申請時において、夫婦の双方又はいずれか一方が高崎市に住民票があること
- ③ 生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断されていること
- ④ 医療保険各法における被保険者、組合員又は被扶養者であること

2 助成対象となる治療（対象外については、7よくある質問 Q1をご覧ください）

◆生殖補助医療（体外受精又は顕微授精）

1回の治療は、採卵準備のための投薬開始から体外受精又は顕微授精後の妊娠の有無の確認までを指します。助成の対象は採卵準備の投薬、採卵、受精、胚移植（新鮮胚・凍結胚）、妊娠判定までの治療に係る費用で、保険診療及び保険外診療（先進医療は先進Aのみ）で治療したものです。また、以前に行った体外受精又は顕微授精により得られた受精胚による凍結胚移植も1回の治療とします。

◆男性不妊治療

生殖補助医療に至る過程の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するために行った手術（精子凍結を含む）で、生殖補助医療の治療終了日の属する年度又はその前年度に行われた手術が対象です。

生殖補助医療に至る過程の一環としての治療のため、男性不妊治療のみでは申請できませんが、主治医の判断により採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない又は状態のよい精子が得られないため治療を終了した場合に限り、男性不妊治療のみでも申請が可能です。

3 助成額等

◆生殖補助医療（体外受精又は顕微授精）

- (1) 申請は治療ステージに関わらず、治療終了日が早い順に受け付けます。
- (2) 以前の制度で申請されている場合や他自治体（都道府県、指定都市、中核市）で受けた助成（生殖補助医療及び妊孕性温存治療費等助成）も含めて、通算の回数になります。
- (3) 助成の回数制限及び年齢制限はありません。
- (4) 助成を受けた後に出産した場合は、回数をリセットすることができます。なお、リセットは、自然妊娠や自費による不妊治療での出産や妊娠12週以降の死産も含みます。（7よくある質問 Q3をご覧ください）
- (5) 不育症治療費等助成事業及び妊孕性温存治療費等助成事業と重複して申請はできません。

| 治療ステージ | 今回のお子様に対して初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢 | 申請回数 (お子様一人あたり) | 1回の治療あたりの助成上限額 (上限に満たない場合は治療にかかった費用) |
|---------|---------------------------------|--------------------|-----------------------------------------|
| A・B・D・E | 40歳未満 | 1～6回目 | 300,000円 |
| | 40歳以上 | 1～3回目 | 300,000円 |
| | | 4～6回目 | 150,000円 |
| | 全年齢 | 7回目以降 | 100,000円 |
| C・F | 全年齢 | 1～3回目 | 125,000円 |
| | | 4～6回目 | 100,000円 |
| | | 7回目以降 | 50,000円 |

◆男性不妊治療

1回につき上限30万円まで助成します。（治療ステージCの治療を除く。）

◆交通費（申請1回につき）

県内医療機関 2,000円 県外医療機関 10,000円

4 申請に必要な書類

申請書等の様式は、高崎市ホームページからダウンロードできます。

| | | | | | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------|---------------------|----------------------------|
| <p><必要書類> ①～⑥の書類は、どなたでも必要な書類です。</p> <p>① 高崎市生殖補助医療費助成事業申請書（様式第1号）</p> <p>② 高崎市生殖補助医療費助成事業受診等証明書（様式第2号） ※1</p> <p>③ 市指定の請求書（郵便番号、住所、申請者氏名、電話番号、振込先のみ記入してください。）</p> <p>④ 領収書及び診療等内容がわかる明細書の原本とコピーの両方 ※2</p> <p>⑤ 振込口座（夫婦の一方）の通帳又はキャッシュカードのコピー ※3</p> <p>⑥ 健康保険証の表面コピー（夫婦それぞれのもの）（被保険者記号番号と保険者番号を付箋等で見えないようにしてコピーしてください。）</p> <p>*さらに 下記に該当する場合は、右欄の書類で○印のあるものも揃えてご持参ください。(2)～(5)に該当する場合は申請の都度必要です。</p> | | 戸籍謄本・戸籍全部事項証明(婚姻と出産したお子様が実子である確認のため)発行から1か月以内のもの(原本) | 市外の方の住民票(マイナンバー記載のないもの)発行から1か月以内のもの(原本) | 死産届等のコピー ※5 | 事実婚関係に関する申立書(様式第4号) | 受診等証明書(男性不妊の手術用)(様式第3号) ※1 |
| 対象者の状況 | (1) 令和5年4月以降に初めて申請する場合(年度内に必ず1回提出) | ○ | | | | |
| | (2) 夫婦の住民票が違う又は同一世帯でない場合(双方とも高崎市内) | ○ | | | | |
| | (3) 夫婦の一方が高崎市以外に住民票がある場合 | ○ | ○ | | | |
| | (4) 事実婚で二人とも高崎市内に住民票がある場合(同居別居不問) | ○ | | | ○ | |
| | (5) 事実婚で一方が高崎市以外に住民票がある場合 | ○ | ○ | | ○ | |
| | (6) 助成制度利用後に妻が出産したお子様がいる場合 ※4 | ○ | | | | |
| | (7) 助成制度利用後に妊娠12週以降の死産をした場合 ※4 | | | ○ | | |
| | (8) 男性不妊治療のみを申請する場合 | | | | | ○ |

※1 証明書(様式第2号・様式第3号)は、産科、婦人科、産婦人科又は泌尿器科を標榜し、生殖補助医療管理料の施設基準に係る届出を行った保険医療機関に記入してもらい、原本を提出してください。

※2 申請に係る全ての領収書及び診療等内容がわかる明細書を日付順に並べてコピーしてください。
(7よくある質問 Q7をご覧ください)

受診等証明書(様式第2号・様式第3号)の治療期間と領収金額が一致するもので、院外処方による調剤薬局分も含まれます。

原本は、受付手続き後に押印し返却します。

※3 通帳の表紙裏ページなど、金融機関名、支店名、店番号、口座番号、口座名義人がわかるものをコピーしてください。(ネットバンキングの場合は画面コピーも可)

※4 助成回数リセットを希望する場合のみ必要となります。(7よくある質問 Q3をご覧ください)

※5 死産届等のコピーとは、死産届や母子健康手帳の「出産の状態」ページ、死産証書、死胎検案書等のコピーです。

5 申請期限

◆治療終了月の3か月後の月の末日(末日が土日祝日などの閉庁日の場合には前日)

治療終了月とは、受診等証明書の治療期間の最終日の月です。1回の治療終了ごとに申請期限が発生します。

やむを得ず期限までに申請ができない場合は、必ず申請期限前に下記へ電話連絡をしてください。

いかなる理由があっても、期限を過ぎてからの連絡や申請は受け付けられませんのでご注意ください。

6 申請方法

高崎市保健所健康課(高崎市総合保健センター4階)又は各地域の保健センターへ申請に必要な書類を持参してください。

<問合せ先>

高崎市保健所 健康課母子保健担当 電話 027-381-6113

最新の情報は、高崎市ホームページをご確認ください。 → → →

